令和７年度 県産木材を利用した
展示効果の高い施設の木質化の補助

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業

補助金交付募集要領

一般社団法人 佐賀県木材協会

一般社団法人佐賀県木材協会では、県の補助を受けて県産木材をふんだんに利用した木質化の施設の普及促進のため、『ふるさと木材利用拡大推進事業』の補助金交付対象者を募集しています。

■ この募集要領をよくお読みになり、ふるってご応募ください。

■ 予算の都合上、応募多数の場合は、選定させて頂く場合があります。

目 次

- その1 お申込みができる方は？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2p
- その2 対象となる施設の要件は？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2p
- その3 補助の内容は？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2p
- その4 募集期間と件数は？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3p
- その5 交付までの流れと申請期限は？ ・・・・・・・・・・・・ 3p
- その6 手続きに必要な書類は？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4P
- その7 相談窓口と提出先は？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5p

その1 お申込みができる方

次の(1)から(3)のすべてにあてはまる方は、お申込みをしていただけます。

（1） 県内で運営又は管理する建築主であること。

（2） 県税に未納がないこと。

（3） 暴力団員又はその関係者に該当しないこと。

その2 対象となる施設の要件は？

県内で施工される展示効果の高い施設で、次の(1)から(8)のすべてにあてはまることが必要です。

（1） 県内で運営又は管理する施設であること(ただし自社施工分については対象となりますが、追加で書類の提出がありますので事務局までご相談ください)

（2） 国又は地方公共団体以外の者が整備する施設であって、多くの人が利用する展示効果の高い民間施設であること。

（3） 商業施設(店舗、コンビニエンスストア等)、飲食施設、観光施設(ホテル、旅館等)、金融機関、病院、幼稚園、保育園等の施設の内装又は外装又は内外装の木質化であること。

（4） 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。

（5） 木質化に係る総木材使用量のうち、県産木材を体積比で 70%以上使用すること。

（6） 県産木材である旨を施設に標示すること。また、県が行う県産木材利用の普及を目的とした情報発信等の取組に協力すること。

（7） 補助金の制度上、原則として令和8年2月末までに完成及び木質化部分の支払いを完了する

（8） 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。

ワンポイント アドバイス

☆ 県産木材とは、佐賀県内の森林から産出され、県内で加工された木材のことをいいます。(ただし、県内で加工出来ない等特殊な物については、県外で加工された物も含まれる場合があります。)

☆ 県産木材であることを証明するため、「一般県産材生産履歴証明書」が必要となりますので、「さがの木流通管理センター(一般社団法人佐賀県木材協会内)」(Tel:0952-23-6181)で、発行の手続を行ってくださいね。

☆ 合法木材とは、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし、手続が適切になされたことが証明できる木材(合法証明書を付した木材)のことをいいます。

☆ 合法木材の証明については、合法木材認定事業体の認定を受けた木材販売者が発行する合法木材証明書(納品書【出荷伝票】に合法証明されたもの)を失くさないようにしてくださいね。

その3 補助の内容は

（1） 補助額は？

展示効果の高い施設の木質化に係る事業費の 1/2 以内(ただし、事業費は 1,000 千円以上かつ、補助金の上限は 2,500 千円/施設) ※木質化に係る部分だけの積算を提出ください。

その4 募集期間は？

（1）募 集 期 間　令和7年7月1日（火曜日）から令和7年8月29日（金曜日）まで
受 付 時 間　9:00～17:00 （土日祝日は除く。）

※予算の都合上、応募多数の場合は選定させて頂く場合があります。

ワンポイント アドバイス

☆ 受付時に申請書類が要件を満たしていない場合は、申込みが受け付けられないので、十分注意してください。

☆ 一般社団法人佐賀県木材協会が申込み記入方法等について、いつでも相談にのりますね。

その5 交付までの手続きと期限は？

ステップ1 ⇩ ステップ2 ⇩ ステップ3

お申込み（受付）をする

☆ 申請書類のご提出

補助金交付対象者決定

☆ 募集締め切り、選定後、 交付決定の通知を施主様あてに郵送

完了報告をする

☆ 引き渡し後に完了報告書の提出

☆ 完了報告書（事業費支払い完了）、現場検査の後に交付対象者の指定する口座に入金

ワンポイント アドバイス

☆ ただし、申請に必要な書類が揃わないと、補助金の交付が受けられなくなるので、申込み前に十分確認しておく必要がありますね。

☆ 令和8年2月末までに展示効果の高い施設の木質化（木工事お支払い完了）しないと補助金の支払いができなくなるので、十分に注意が必要ですね。

☆ 木工事のお支払いは振込のみで対応とし、完了報告時にお支払いの確認をさせていただきます。

その6 手続に必要な書類は？

ステップ1 お申込みに必要な書類は？

区 分	名 称	注意点
様式第1号	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業補助金交付申込書	
様式第2号	事業計画書 （添付書類：見積書 2 社・平面図・立面図）	見積書（木工事費用の内訳）
様式第3号	県産木材使用予定明細表	
様式第4号	誓約書（暴力団排除に関する）	
様式第5号	県税納付状況確認の同意書	

ステップ3 完了報告に必要な書類は？

区 分	名 称	注意点
様式第6号	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業完了報告書	
様式第7号	完了報告書 （添付書類：請求書・平面図・立面図）	
様式第3号	県産木材使用明細表	
（添付書類）	一般県産材生産履歴証明書	さがの木流通管理センター
	合法木材証明書（別紙明細も添付）	木材販売者（認定事業体）
	引渡書（様式 任意）	
	工事請負契約書の写し（※変更がある場合は変更契約書） 振込明細書の写し又は、工務店の入金通帳（支払い確認）	木工事費用の内訳
	写真 （施工前・完成後 各2～3枚程度）	
	通帳の写し（金融機関名・名義人・支店名・口座番号の記載箇所）	施主様（申請者）の通帳

ワンポイント アドバイス

☆ 申請前に、必要書類と注意点を確認しておけば、あとは安心だね。

☆ 申請様式は、木材協会のホームページからダウンロードできますよ。

☆ 記載漏れがないようにしてくださいね。

☆ 連絡先については、日中連絡がとれる番号を必ず記載してください。

その7 相談窓口と提出先は？

☆ ご不明の点などございましたら、下記の窓口までお問い合わせください。

相談窓口及び提出先	郵便番号	住所	電話番号
一般社団法人 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄大字本庄 278 番 4 （佐賀県森林会館内）	0952-23-6181

☆ 皆さんの良質な環境づくりのために、この支援制度を上手にご活用してくださいね。

☆ 完成した施設は、よかウッドのホームページに掲載させていただく場合があります。

☆ たくさんのご応募をお待ちしています。